

レメルソン特許 の衝撃

～ 編集部 ～

“レメルソン特許”とは何か

“レメルソン特許”とは、米国の発明家Jerome H. Lemelson氏が、保有する一連の特許を指す。彼は、450以上の技術特許を考案・取得した。この数は、米国特許史上4位になるという。

特に、関心を寄せざるをえないのは、この特許の中には「画像処理技術」に関するものも含まれているからである。そして、この“レメルソン特許”が、脚光を浴びたのは1992年以降。自動車メーカーなどに対し、膨大な特許料を請求した頃からである。

このLemelson氏の請求に対し、国内自動車メーカー11社は、輸出車1台につき1万円(?)ということで和解に落ち着いたという。当初は、画像処理技術についてのみ交渉を進めていたが、Lemelson氏側から、バーコードの読みとり技術など23の特許を含んだ包括な内容が、この1万円には含まれている。

貿易摩擦の厳しい時期であり、よけいな摩擦は避けたいという心理と、時間と費用のかかる訴訟国での長期戦を嫌い、日本的な解決を選んだようである。一方、米国のいわゆるビッグスリーは、訴訟の道を選んだ。フォードは、昨年和解に持ち込んだようである。

アッと驚く潜水艦(Submarine)

近年、日本でも知的所有権の保護が広く認められるようになってきたが、特許権をはじめとする、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権は、産業界での公正な競争を促すための潤滑油の機能も果たしている。したがって正当な努力に対価が払われることには、疑問を挟む余地はないように思われるが、“レメルソン特許”には問題が多い。1番の原因は、日米の法制度に潜んでいる。

日本の場合、出願公告(特許庁が、出願の内容を公報に掲載する形で公開し、公衆の異議申し立てを認める制度)の日から15年、出願日から20年以内となっており、その延長は認められていない。

一方“レメルソン特許”はどうであったのだろうか。

Lemelson氏は、1950年代から継続出願してきた特許が、1988年に成立したのを受け、日米欧の電機、自動車メーカーなどに対し特許料を請求しはじめた。問題の画像処理に関する特許は、1954年に出願され、1992年に成立した。

この数字を見て驚かれることだろう。出願から成立まで38年の年月が経過している。さらに、成立するまで当該特許の存在は一切明かされないのである。まさに、航海中に突如潜水艦に行く手を阻まれたかのようなのである。サブマリン特許のSubmarineたるゆえんである。

特許ビジネス

この事例を日本の特許に当てはめてみると、すでに出願から20年がゆうに経過しており、保護の対象ではなくなっている。しかし、米国特許法は、有効期間を成立から17年と定めている。つまり、2009年までは有効ということになり、相当数の日本企業が特許料を払い続けることになる。

日本では、出願から認可されるまでに時間を要すれば有効期間が短くなる。権利者としては、少しでも早く審議をしてほしいところだ。しかし、米国では、認可までの手続きを長引かせることができれば、有効期間を発明権者の意のままに操作できるともいえない。交渉を得意とする米国向きのビジネスに、特許が対象とされてしまった感がある。

特許法は、「発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする(特許法・第1条)」法律である。発明の保護と産業の発展のバランスの上で運用されなければならないものはずである。米国の場合は明らかに、法の不備、いや欠陥である。内外からの批判にこたえて、米国・特許商標庁は、特許の有効期間を出願から20年に改めたようだ。しかし、法律は遡及して適用されることはなく、“レメルソン特許”は、なお生き続けることになる。

ただし、この特許は米国の国内法であり、日本国内のみのビジネスであれば、何ら影響はない。米国に輸出する場合に、問題が出てくる。

現在、そして今後

Jerome H. Lemelson氏は、1997年夏にこの世を去っている。現在“レメルソン特許”は、レメルソン医学教育研究ファンデーション・リミテッド・パートナーシップ(Lemelson Medical, Education & Research Foundation, Limited Partnership)に引き継がれ、一連の特許ビジネスを手掛けている。

名称の「医学」が、何を意味するのかは定かではない。Lemelson氏は生前マサチューセッツ工科大学(MIT)に、優秀と認められた発明家に50万ドルの賞金を授与するための基金を設立している。

また、ハンプシャー大学にも「レメルソン奨学生」を設けている。これらの事業も手掛けているので、そのあたりを強調しているのかもしれない。

“レメルソン特許”は、当初は自動車業界、次いで大手プラスチック成型機メーカー、大手自動車部品メーカーと、ターゲットを拡げてきた。これまで、確実に獲れる業界、大手企業からという方針があったように思うが、昨年(Lemelson氏死去後?)から、Lemelson陣営の戦略に変化が起きているようである。中堅企業にも矛先が向けられてきている。1992年当時とは違い、寝耳に水ということではないが、じわじわと静かに潜行しており、支払い要求を受けた企業も多いのではないかと推測される。しかし、画像処理メーカーは対象から除かれており、画像処理装置を使う側であるユーザに限っているようである。

12月号でお伝えしたように、米国コグネックス社は、レメルソン医学教育研究ファンデーション・リミテッド・パートナーシップを提訴した。

コグネックスは、多年にわたってマシンビジョン・システムを供給しているが、レメルソン社から権利侵害の主張がなされたことは過去にも現在にもないという。しかし、この数年、世界の数百という同社の顧客である企業が、マシンビジョン・システムを製造工程で使用しているという単純な理由で、レメルソン社からの「権利侵害」との強い主張に直面しているという事態に鑑み、今回の提訴に及んだ。

コグネックス社は、提訴の目的を“マシンビジョンに関わる”とレメルソン・ファンデーション社が主張している一連の特許について、無効性と法的強制力の欠如および、コグネックスやコグネックス製品のユーザによる権利不侵害の判決を受けるとしている。つまり、この提訴は、コグネックス製品とそのテクノロジーが、“レメルソン特許”に抵触しないということを確認させ、その製品を使うユーザは、同様に“レメルソン特許”に抵触しないという論法を取っている。

小誌では、引き続きこの問題(特許内容や日本企業の動向など)を取材していくが、この種の話題は、なかなか情報が外部には出てこないものである。情報があればお寄せいただきたい。